

会津若松市

農業委員会より

令和元年9月

=第58号=

編集発行
会津若松市農業委員会
TEL 39-1351
FAX 39-1482

(会津若松市農業の概要)

(資料:2015年農林業センサスより)

・農家戸数 2,126戸 ・農家人口 8,880人

・経営耕地面積 5,781ha (田5,135ha・畑482ha・樹園地164ha)

ふるさとを愛する心と一緒に育む!



▲大戸小学校児童による田植え

・声の広場

わくわく☆農業体験報告 2 ~ 3

新農業委員紹介 3

・農業経営意向調査の結果をお知らせします 4 ~ 5

・「平成30年度会津若松市農地等利用の最適化に関する改善意見」への対応 6

主な内容

・人・農地プランは人と農地の問題を解決するための

「未来の設計図」です! 7

・農地パトロールを実施しています! 7

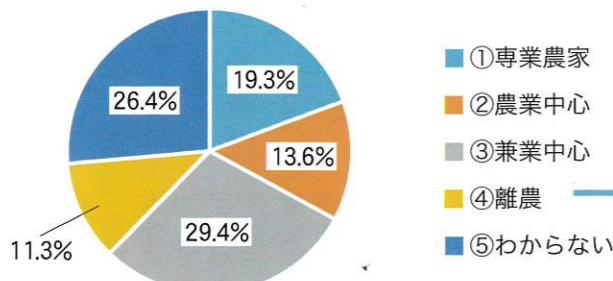
・各種お知らせ 8

・編集後記・広報部会 8

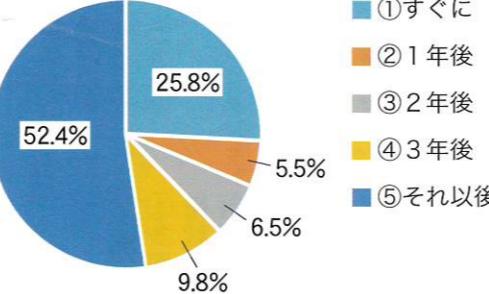
農業経営意向調査結果のお知らせ

【3年後の世帯の農業をどうしていきたいか】Q5.Q6.

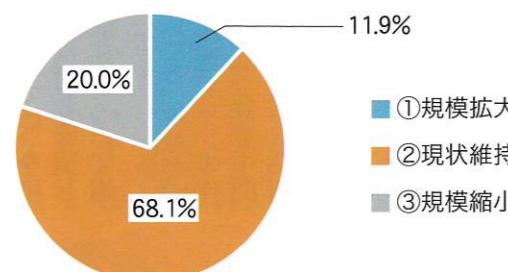
Q5. 3年後、世帯の農業をどのようにしていくのか



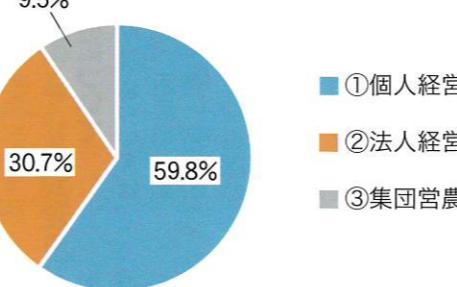
Q5.-2 離農の時期について



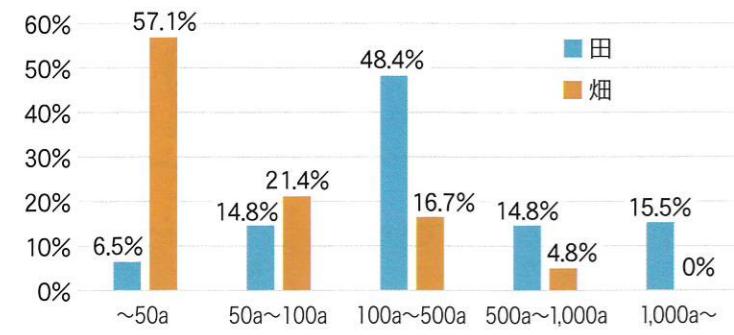
Q6. 3年後世帯の農業経営をどのようにしていくのか



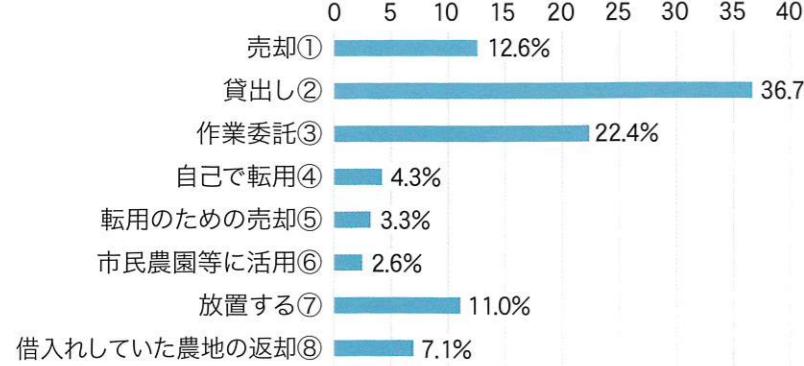
Q6.-1 拡大後の経営体はどうにしたいか



Q6.-2 どのくらいの面積を拡大したいか



Q6.-5 どのような方法で規模縮小するか



Q6.-3 どのような方法で規模を拡大するか

Method	Number	Percentage
購入	30人	11.4%
借入れ	157人	59.5%
作業受託	76人	28.7%
開墾	1人	0.4%

Q6.-4 どのような方法で借り入れるか

Method	Number	Percentage
利用権設定	112人	51.4%
農地中間管理事業	106人	48.6%

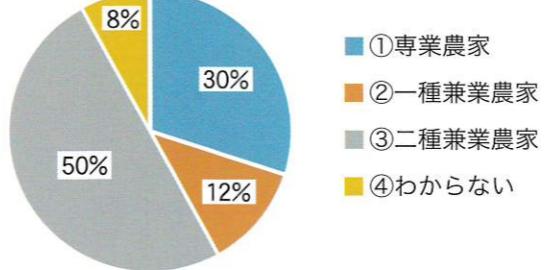
Q6.-6 どのような方法で貸し出すか

Method	Number	Percentage
利用権設定	111人	49.1%
農地中間管理事業	115人	50.9%

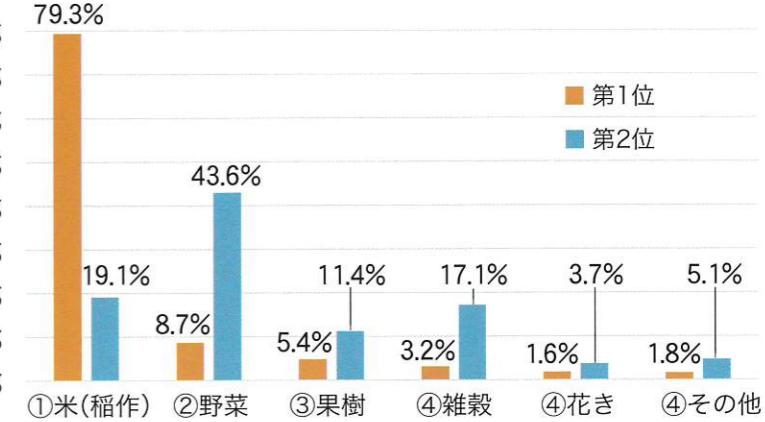
農業経営意向調査は、農業者の将来に向けた経営意向を把握し、農地の効率的な利用と遊休農地の発生を防止するための基礎資料とするため、平成30年7月に、50アール以上の農業経営を行っている農家の皆さんにご協力をいただき、実施いたしました。
その結果についてお知らせいたします。(一部抜粋)
なお、この調査は2,309名中、1,787名よりご回答いただきました。ありがとうございました。

【現況について】Q1.Q2.

Q1. 専業世帯か兼業世帯か

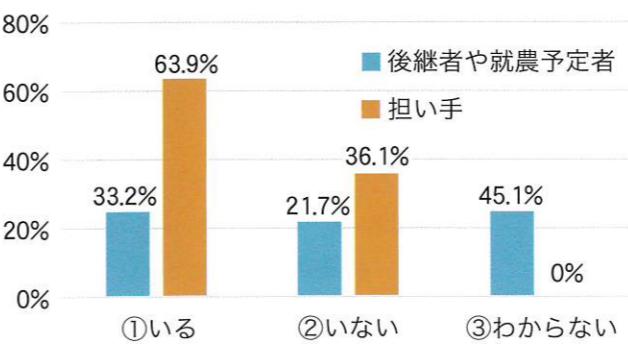


Q2. 農業経営の部門は何か

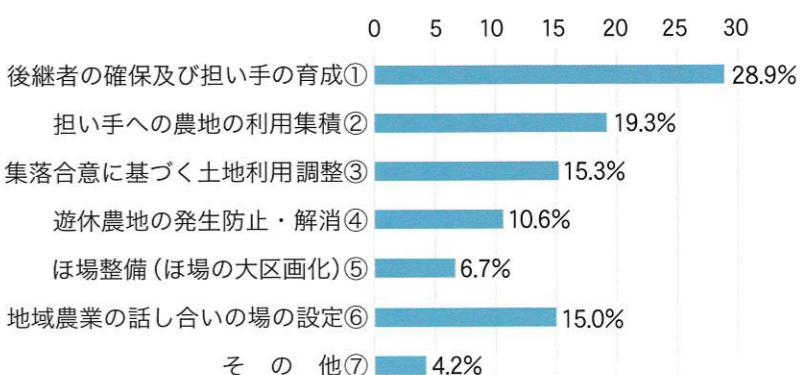


【今後について】Q3.Q4.

Q3. 地域に担い手や後継者等がいるか



Q4. 地域の農業維持・発展に必要なことは何か



【農業経営意向調査の活用】

調査結果は、集落営農や担い手の育成、農地の集積集約化を進めるための資料として活用していきます。

1. 人・農地プランの作成を支援する資料とします。
2. 農地中間管理事業重点地区に指定されているほ場整備事業地区における担い手への農地集積に係る資料とします。
3. 農用地利用規程の見直しに係る資料とします。
4. 市農政課や県会津農林事務所、県農地中間管理機構と、情報の共有化を図り、担い手への農地利用の集積・集約化の促進するための資料とします。

「平成30年度会津若松市農地等の

利用の最適化に関する改善意見』への対応

1. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への支援について

③機構集積協力金については、今後とも制度の存続を国に対し要望しながら、現状の交付要件について周知していきます。

(3)野生鳥獣の増加に伴う農作物被害については、緩衝帯整備と電気柵設置などによる「鳥獣被害防止総合支援モデル事業」をスタートさせ、3地区で実施しています。また、ドローンによる生態調査やICTやIOTを活用した防除対策の研究や、地域となつた鳥獣被害防止に取り組んでいきます。

3. 新規参入の促進について

議や情報共有等を図り、引き続き周知・啓発に取り組んでいきます。

②経営規模の拡大に要する農業機械及び施設の導入支援については、国・県の補助事業に該当しない生産者に対して、市独自に機械導入等に対する補助を行っており、今後も広く支援していきます。

約化を図っていきます。また、収益性の要件を満たすため新たな先進情報の収集に努め、隨時情報提供を行うとともに、必要な予算の確保に努めていきます。

(5) 農地耕作条件改善事業については必要な地区に対して同事業を提案するとともに、受益者負担については、機構集積協力金により負担軽減されることなど丁寧な説明に努めていきます。

②認定新規就農者への支援として農業次世代人材投資資金の受給者へのサポートチームによる訪問を行い、経営状況の把握等の指導に努めており、訪問後も関係機関における情報共有による指導に努めています。

2. 遊休農地の解消について

では、関係機関と連携し、集落での説明会等を通して、プランの作成や集落の実情に応じた見直しについて、話し合いの場を設けるよう働きかけを行います。

2. 遊休農地の解消について

4. その他

については、農地の集団化による効率的な土地利用の推進を図る体制構築や、集落の実情に応じてプランの見直しを支援していきます。

休農地の再生利用を支援する県農村地域活性化補助金を立ち上げたことから、当事業の有効活用を図っています。

①異常気象時における農作物の被害未然防止策については、ホームページで掲載をするとともに、県やJAと連携して生産者へ技術対策情報を

(6) 農業者及び農業者以外の方の多面的機能支払制度取組組織への参画を推進し、集落での共同活動に対する支援を通して、農業・農村地域の活性化に努めていきます。

(7) 福島大学との連携については、これまでも世界農業遺産認定に向けた取組や、公設地方卸売市場活性化計画である「経営展望」の策定等において行っており、今後も連携を図つていきます。

人・農地プランは

人と農地の問題を

解決するための

「未来の設計図」です！

○人・農地プランとは

農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の発生など農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

問題解決の手段として、農業者の話し合いに基づき、地域において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や地域における農業の将来の在り方などを明確化した「未来の設計図」を作成する。それが人・農地プランです。

○人・農地プランの作成について

地域の徹底した話し合いに基づいたプランが作成されている一方、作成時点では具体的な内容が未定であつたために、将来の農地の出し手となる方の氏名が記載されていないなど、担い手や、農地中間管理事業の活用方針のみ記載したプランもあります。

プランに記載されたからといって、必ず

計画どおり実施しなければならないという

ことではなく、地域の状況に合わせ少しづつ修正していくことができます。

まずは、地域全体で地域の高齢化や担い手などの現状を把握し、5年後10年後誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、集落の皆さんに共通の認識を持つていただくための端緒として、人・農地プランの作成や見直しに取り組んでみましょう。

○人・農地プランの実質化

今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげるため、人・農地プランをより具体的な内容に見直し、実質化することが大切です。各集落においては、市、農業委員会など関係者の連携の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、プランの実質化を推進します。

今後は各種補助金などの支援を受ける場合には、実質化された人・農地プランが作成されていることが要件となりますので、既にプランを作成された集落においてもプランの実質化に向けた取り組みをお願いします。



農地パトロールを

実施しています！

農地部会長 佐々木 隆夫

農業委員(19名)、農地利用最適化推進員(18名)を、6地区13班に分けて「農地を守り活かす」を念頭に、担当地区ごとに毎月農地パトロールを行っています。

パトロールの内容は、不法投棄の有無や遊休農地・荒廃農地の未然防止と拡大防止のための指導、違反転用の監視活動等などです。

なかでも、不法投棄の誘因とも成り得る遊休農地・荒廃農地は、地域環境やほ場条件にも左右されますが、高齢化や後継者不在・離農により、今後、増加することも懸念されることから重点課題として捉え、所有者との話し合いの中で、農地中間管理機構の利用や利用権設定での農地の貸し出しを提案するなどして未然防止・解消に努めています。

また、違反転用については、無許可開発や農用地以外の利用は無いか監視活動を行い、農地の保全と未然防止のために活動しています。



◎農地法等の許可申請は余裕をもって！

- 農地法等の許可申請は、原則として毎月5日（土、日、祝日の場合は翌日）が締め切りです。
申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているかなどをよく確認してから申請してください。
- 申請書、添付書類に不備や不足がありますと、当月分として受付できなくなります。
事前に窓口でご相談の上、余裕をもって申請手続きを行うようお願いします。
なお、30aを越える転用許可申請については、一般社団法人福島県農業会議に意見を聞く必要があるため、早めの協議をお願いします。
- ※締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。
(詳しくは農業委員会事務局までご相談ください。)

農業委員会総会の議事録・農業委員会活動計画は、事務局又は市ホームページにて閲覧することができます。

簡単・安心・税控除

農地を貸したい方、売りたい方は、 農業委員会へご相談ください！

農業委員会では、

- ▼ 適切な借り手・買い手をあっせんします。
- ▼ 農業委員会を通すことにより安心して貸せます。

「正式に農地を貸すと、返してもらえないくなるのでは…」と思われていませんか？現在の制度では正式な手続きを行えば、貸付期限がくれば確実に農地の権原が戻ります。

個人的な契約はトラブルのもとになることがあります。

- ▼ 農業委員会のあっせんなどにより担い手農家へ農地を売ると、譲渡所得の800万円控除の制度があります。また、所有権移転登記も嘱託により、農業委員会で行います。

農業 相談日 のご案内

農地や農業全般についての相談をお受けします。秘密は厳守しますので、お気軽においでください。

○開催日 原則として毎月第2水曜日（5月・10月を除く）

○時間 午後1時30分～4時00分

○場所 農業委員会事務局内「会長室」

○対応者 農業委員及び農地利用最適化推進委員

※農業委員・農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられています。

全国 農業新聞

読んでみませんか？農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が、農業者の視点でお届けする週刊の農業総合専門紙です。

お申し込みはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。
(毎週金曜日発行：月700円)

部 部 部 部 副 広報部
会 会 会 会 部 会長
員 員 員 員 長

大 竹 星 菊 大 竹 岩 吉 田
和 昭 貴 和 健 近 芳 和 明
士 友 司

会津若松市農業委員会
広報部会

今後とも広報部会一同編集
発信してまいりたいと思
いますので、ご協力をお願
いいたします。

令和元年度は農業委員
会だよりを9月と1月に
発行を予定しております。
9月号では小学校の子供た
ちによる農業体験や平成
30年度に実施した農業經
営意向調査の結果を掲載
しましたので、皆様の参考
にされるとともに、集落での
話し合いなどにご活用い
ただけますと幸いです。

広報部会長
吉田 和明

編集後記

内容についてのお問い合わせは、会津若松市農業委員会事務局まで ☎0242-39-1351